

早稲田大学大学院法学研究科

2023年6月

博士学位申請論文審査報告書

論文題目「「ビジネスと人権」に関する国際法の課題と発展

—国境を越える企業活動による人権侵害の防止と救済を中心に—

申請者氏名 伊藤 和子

審査員

主査	早稲田大学教授	須網隆夫(EU法)
副査	早稲田大学教授	中島徹(憲法)
	早稲田大学教授	河野真理子(国際法)
	立命館大学名誉教授	薬師寺公夫(国際法)

伊藤 和子氏 博士学位論文審査報告書

早稲田大学大学院法学研究科博士後期課程に在学中の伊藤和子氏は、早稲田大学学位規則7条1項にもとづき、2023年2月2日、その論文「「ビジネスと人権」に関する国際法の課題と発展—国境を越える企業活動による人権侵害の防止と救済を中心に—」を早稲田大学大学院法学研究科長に提出し、博士(法学)(早稲田大学)の学位を申請した。後記の委員は、上記研究科の委嘱を受け、この論文を審査してきたが、2023年6月15日、審査を終了したので、ここにその結果を報告する。

1. 本論文の構成と内容

(1) 本論文の構成

本論文は、企業の越境的事業活動に起因する人権侵害の効果的な防止と生じた被害への十分な救済を実現するために、あるべき国際法の発展方向性を探求するとともにそれに伴う課題を検討するものである。すなわち本論文は、「国連ビジネスと人権に関する指導原則」(以下、指導原則とする)が人権を実効的に保障するに至っておらず、ソフトローの限界を示していることから、法的拘束力ある国際法、特に国際人権法による規律の可能性に着目し、国際環境法等の発展を類推して、その規律が可能であることを論証し、その上で、主に欧州の動向を中心とした、ビジネスと人権に関するグローバルな法形成の分析から、動的な規範の形成過程を考察するために、以下の構成を取っている。

序章

第1部 予備的考察

第1章 国境を越えるビジネスがもたらす人権侵害と法

第2章 国際人権法のアプローチ

第2部 国連ビジネスと人権指導原則とその実施

第3章 国連ビジネスと人権に関する指導原則

第4章 指導原則の実施

第5章 国境を越える企業の人権侵害に関する救済へのアクセス

第3部 ビジネスと人権に関する国際法の発展の可能性

第6章 国境を越える企業活動と国家の義務

第7章 企業の人権に関する義務と被害賠償

第8章 国際人権条約機関による解釈の発展—域外的義務の拡張の動き—

第4部 ビジネスと人権に関するグローバルな法形成の動的展開

第9章 欧州における人権デュー・ディリジェンスを義務付ける国内立法

第10章 欧州における越境的人権侵害の被害救済

第11章 さらに国際法の発展に向けて

終章

(2) 本論文の内容

本研究の目的を明示する序章に続く、第1部「予備的考察」は、指導原則の採択以前の、越境的企業活動に対する、国際法とソフトローによる対応状況を主に分析し、既存の枠組みでは、「ビジネスと人権」に対処できないことを示す。すなわち、第1章「国境を越えるビジネスがもたらす人権侵害と法」は、経済のグローバル化がもたらす国境を越える人権侵害とそれに対するソフトローによる対応を分析する。越境的企業活動により、サプライチェーンにおける児童労働・搾取的労働、資源開発に伴う少数民族の抑圧・環境汚染・反対運動リーダーの恣意的拘禁などの人権侵害が生じるが、国家中心の法体系である国際法は、非国家主体である企業に義務を課すことを想定せず、しかも非国家主体の有害行為につき国家が責任を負う要件が厳しく、個人が国家責任を追及できる仕組みも整っていないため、国連、OECD、ILOによりソフトローが形成されてきたが、それらは、総じて事態を改善する役割を果たしていない。続く第2章「国際人権法のアプローチ」は、特に、企業の越境的人権侵害への国際人権法によるアプローチとその限界を考察する。国際人権法が保障する権利の普遍性及び対世的(*erga omnes*)性格から、国家が、企業を含む非国家主体による人権侵害から個人の人権を保護する積極的義務を負うことは広く承認されているが、非国家主体による人権侵害が領域外で発生した場合は困難が生じる。人権条約は、自国の領域又は管轄下にある個人の人権を保障する義務を国家に課しており、発展的解釈の結果、領域外でも国家の実効支配下にある個人には、国家が保護義務(域外的保護義務)を負うと解釈されているが、それはなお例外であり、越境的に活動する企業の本国が、領域外の個人に域外的保護義務を負うとの結論は直ちには導き出せない。他方、企業の進出先である受入国は領域内の個人に義務を負うが、その実施が実際上困難である場合が多い。そこで、企業に国際人権法上の義務を課すことが考えられ、国連で、多国籍企業の人権保護義務を確認するソフトロー規範が提案されたが、多国籍企業及びその本国の反発が強く、この試みは頓挫した。第1部は、以上のように、企業の越境的活動がもたらす人権侵害に対し、国際法も国際法を補おうとしたソフトローも、被害防止・救済を十分実現できなかったことを明らかにした。

第2部「国連ビジネスと人権指導原則とその実施」は、第1部で述べた経緯を前提に採択され、「ビジネスと人権」に関する、現在の中心的文書である指導原則の意義と限界を明らかにする。第3章は、指導原則による「保護」(国家の保護義務)・「尊重」(企業の人権尊重責任)・「救済」の枠組みを概観する。指導原則が、企業と人権に関する、国際社会の規範を確立したことは評価でき、内容的にも、企業の人権尊重責任が、全ての人権規範につきバリューチェーン全体に及ぶと規定したこと、その責任がデュー・ディリジェンスとして詳細に定められたことは重要な前進である。しかし、学説が指摘するように、指導原則は、国家・企業の双方について違反への制裁がなく、その遵守の確保は難しい。このことは、第4章「指導原則の実施」における、国家実行及び企業の対応の検証が明らかにしている。すなわち、指導原則の実施状況を概観すると、欧州ではEUが同原則を積極的に推進し、各加盟国で国内行動計画が採択され、さらにEUの非財務情報開示指令の採択により、各加盟国で一

定規模以上の企業に、人権の取り組み方針と実施に関する情報開示が義務付けられた。さらに OECD・ILO 等の国際組織が指導原則を具体化する基準設定を行い、機関投資家もイニシアティブを発揮する等、一見活発な実践が行われているように見える。しかし指導原則の実施は、総じて表面的なものに終始し、企業の人権尊重責任の実効的な実施がなされておらず、強制力のある法規制が欠如したまま、私企業にソフトローである指導原則の実施を委ねるだけでは十分ではない。そこで第 5 章「国境を越える人権侵害に関する救済へのアクセス-米国の動向を中心に-」では、国内訴訟による被害救済の可能性を、多国籍企業による越境的人権侵害に関し、多くの訴訟が提起された米国の状況を対象に検討する。米国では、外国人不法行為法に基づき、非米国企業の米国外での人権侵害を理由に多くの訴訟が提起されてきたが、米国連邦最高裁は 2004 年以降、同法の適用対象を狭める傾向に転じ、その実効性は著しく低下した。さらに米国企業に対する訴訟でも、フォーラム・ノン・コンビニエンス法理によりその多くが却下されるなど、指導原則採択後、米国では司法救済へのアクセスがむしろ狭まっている。第 2 部を通じて、指導原則がソフトローのままでは実効的な実施が困難であることが明らかとなり、越境的企業活動による人権侵害の防止・救済には、指導原則を手掛かりとしつつ、国家・企業の義務を強化・明確化する、実効性のある規範の必要性が確認された。

そのため本論文の中核をなす、第 3 部「ビジネスと人権に関する国際法の発展の可能性」は、越境的企業活動に対する、より実効性のある国際法の発展、具体的には、2 つの可能性、第 1 に、国際人権法の適用範囲を拡張し、国家に、「自国の管轄又は管理下」にある企業の越境的活動により影響を受ける領域外の個人の人権を保護する義務を課す方向での国際法の発展が可能か、第 2 に、企業の越境的活動から生じる人権侵害に対し、企業に直接的または間接的な義務を課し、被害防止と救済を確保する方向での国際法の発展が可能かを、国際法の他分野、特に国際環境法の発展に示唆を得て探求する。国際法内部において特別な分野を形成する、それぞれの法体系は相互に影響を及ぼし合うところ、国際環境法と国際人権法は相互補完的で、近時、特に密接な関係にあるからである。

まず第 6 章「国境を越える企業活動と国家の義務」は、第 1 の問いを検討する。非国家主体による越境損害に関する国家責任に関しては、領域使用の管理責任原則から、国家の越境損害防止義務が、国際司法裁判所の勧告的意見により、国家の一般的義務として確認され、その義務の対象は、①宇宙開発、②海洋汚染防止、③深海底、④船舶旗国の義務、⑤軍縮条約等の分野で、非国家主体の領域外での活動に及ぶように拡大する傾向にある。こうした域外的義務の拡張は、人権分野でも無縁ではなく、国際司法裁判所はジェノサイド条約適用事件本案判決(2007 年)で、領域外の非国家主体への国家の「影響力」という新基準を採用して、ジェノサイド防止義務の適用範囲を大幅に拡張した。こうした発展を背景に、国際人権法でも、国家が自国の領域内にある個人の人権侵害にとどまらず、自国の管理下にある(または影響力を行使しうる)非国家主体による人権侵害の被害を受けた領域外の個人をも保護する義務の確立が重要であると認識された。本章は、越境環境防止義務の起点となった領

域使用管理原則が、人権・人道への考慮に由来すること、国家がコントロール可能な非国家主体の行為には国家の義務履行が可能であること、一連の域外的義務が、国際社会の共通利益を保護するレジームにおいて発展してきたところ、人権条約上の義務は、人類の公共的利益実現を目的とする対世的義務であることなどを考慮して、国際人権法に、国際環境法と同様の発展を許容する根拠はありと結論付ける。学説上も、ヨーロッパでは、国際環境法を参照した域外的保護義務に関する理論的解明が進み、社会権に関する域外的義務を拡大するマーストリヒト原則等が展開していることも、その結論を支える。

続く第7章「企業の人権に対する義務と被害賠償」は、第2の問いである、企業への直接的・間接的な義務の賦課を検討する。非国家主体に対する直接的義務については、国際人道法が非国家主体を直接拘束することが概ね判例上確立しており、その根拠は慣習法規則やユス・コーゲンスに求められている。また人権条約でも、間接的に法人・企業に義務を課す例は広く認められる。さらに国際環境条約等でも、条約が、締約国に法人責任の確立を義務付け、企業に間接的に義務を課す体制が構築されている。ユス・コーゲンスに反しない人権規範に基づき、非国家主体に直接義務を課すことには慎重な検討が必要であるが、非国家主体の領域外行為の結果、被害が発生した場合に、国際環境条約等が、救済のためにいかなる義務や責任を課しているかを検討すると、多くの場合に、被害救済のために、非国家主体の義務・賠償責任を直接規定するとともに、国家に賠償実現を確保する義務を負わせていることが確認できる。それゆえ本章は、国家を通じた企業への間接的な義務の賦課には広範な実例があるだけでなく、国際人道法・国際人権法は、条約により、企業の義務・責任を直接に定めており、企業活動に関連する範囲で、必要な権利義務を負わせる国際立法は、国際法の理論によって否定されないとして、第2の問いにも肯定的に回答する。本章で検討した越境環境損害の被害救済レジームは、それぞれ限定された共通利益に基づいて設定されているが、その趣旨・存立基盤は被害救済の必要性や衡平に求められており、一般的な人権・環境被害にも同様の趣旨が妥当する以上、特定レジームからこぼれ落ちた被害について包括的な被害救済制度を構築することは、国際法の今後の重要な課題である。

そして、第8章「国際人権条約機関による解釈の発展-域外的義務の拡張の動き-」は、指導原則採択後の、ビジネスと人権分野での人権条約の発展的解釈を検討する。すなわち、自由権規約、社会権規約、人種差別撤廃条約などの人権条約機関の総括所見、一般的見解、個人通報見解(自由権規約のみ)を検討すると、人権条約機関は、国際環境法など他分野の進展を参照して、ビジネスと人権分野で人権条約の発展的解釈を進めており、特に国家の域外的保護義務については、近年では、多国籍企業の本国に、その管轄下にある企業の領域外での人権侵害を防止・救済する目的で、①人権デュー・ディリジェンスを企業に義務付ける法規制の導入、②企業によるデュー・ディリジェンス実施の監視・監督と義務違反への制裁、③領域外で発生した人権侵害に対する司法救済の確保を求める勧告が相次いで出され、この解釈は、条約締約国に影響を与えている。本章の検討は、前述した国際法の発展方向性が理論的に正当であるとともに、その方向への発展が既に始まっていることを示唆している。

第4部「ビジネスと人権に関するグローバルな法形成の動的展開」は、第3部の検討を踏まえ、ビジネスと人権に関するグローバルな法形成、特に欧州の地域及び国家レベルの動向を分析し、「あるべき法」と「ある法」の差を埋める動態的進展を確認する。

第9章「欧州における人権デュー・ディリジェンスを義務づける立法の潮流」は、人権条約機関の勧告を受けたフランス、ドイツ、オランダ等における、人権デュー・ディリジェンスを企業に義務付ける国内法制の実現、加盟国による法制化を受けた、デュー・ディリジェンスを企業に義務付けるEU指令制定の動きを検討する。本章は、EUの議論は、①域外も含む、企業の人権尊重に関する国家の義務、②人権デュー・ディリジェンスの企業への義務付け(間接的義務)という枠組みを前提に、それがいかにして実効的であるかに重点が移行しており、EU指令が採択されれば、EU内だけでなく、グローバルな規制にも影響を与える可能性が高いとする。第10章「欧州における越境的人権侵害の被害救済」は、企業の越境的人権侵害に対する、欧州での司法救済の進展を検討する。欧州全体として裁判管轄に進展があり、2000年制定のBrussel I規則は法人の本拠地に管轄を認め、加えて欧州司法裁判所が2005年の先決裁定で、ブリュッセル条約2条の強行法的性格を認めて、フォーラム・ノン・コンビニエンス法理の援用を排除したため、多国籍企業を被告とする不法行為訴訟の裁判管轄が認められやすくなり、多国籍企業等による領域外の人権侵害に関する訴訟が、欧州各国の裁判所に係属することになった。イギリス・オランダなどで、多くの多国籍企業訴訟が提起され、例えばオランダの気候変動訴訟では、オランダ民法の注意義務の解釈にあたり、指導原則が考慮され、バリューチェーン全体の人権尊重が企業の法的義務であると確認され、企業にバリューチェーン全体でのCo2排出削減を命じる画期的判断が下されるなど、越境的活動に関する企業の義務を強化する方向で判例が展開している。多国籍企業の本国での司法的救済が拡大し、国内裁判所により、多国籍企業の注意義務が法人格の壁を超えて認められ、さらに指導原則の内容が、国内法の解釈を通じて法的義務として確認されたことは大きな前進である。しかし実効的な被害救済には未だ多くの障害があり、国際的な規範形成をさらに進める必要がある。そこで第11章「さらなる国際法の発展に向けて」では、実効性のある被害防止・救済を目的とする国際条約を構築するために、国連人権理事会で議論された、ビジネスと人権に関する法的拘束力ある文書案を検討する。同案は、被害救済の仕組みとして不十分であるにも拘らず、先進国(特に米国)は強く反対し、その実現は難しい。しかし、条約交渉以外の規範形成への動きを検討すると、人権理事会では、特別手続・調査メカニズムを通じて、企業の責任を問う動きが広がり、国連特別報告者などから、人権侵害に関与した企業に勧告がなされ、企業が事実上それに従わざるを得ない状況が生まれている。第四部は最後に、人権侵害の被害者及び彼らと連帯する市民社会が、人権侵害を告発して企業の責任を問い、そのことによりビジネスと人権に関する規範の発展に重要な影響力を有しているとする。

終章は、本論文の結論を要約して再確認し、本研究が指定した2つの問い、人権に係わる国家の域外的義務と、国際法による企業への直接的・間接的義務の賦課は、国際法上可能で

あるとともに必要であり、これらの点につき、現行国際法は、既に「あるべき法」から「ある法」へと向かうプロセスに踏み出していると結論付ける。終章は、この「あるべき法」から「ある法」へと向かうプロセスにおいて、被害者・当事者の力が重要であり、多くの市民が指導原則による「企業の人権尊重責任」を援用し続けることにより、時を越えて弱い「責任」が「義務」に転化すると展望している。

2. 本論文の評価

本論文は、全体を通じて、企業活動のグローバルな展開の中で生じる人権侵害に対する高い問題意識とその解決の根拠となる理論の模索への熱意により支えられながら、内外の広範な論文・第1次資料を渉猟して、グローバルにビジネス展開する企業の活動を、国際法によって直接的又は間接的に規律する可能性を論じる、総合的かつ独創的な研究成果としてまとめられており、ビジネスと人権に関する体系的な研究として、課程博士号を授与するに値する水準に十分に到達している内容であると考えられる。

本論文の評価として、第一に指摘すべきは、その明確な課題意識とそこから生じる理論的な課題設定であり、特に被害者救済の確保という視点で、国際環境法における越境環境被害に対する救済・賠償に着目し、企業のビジネス活動を規律する国際法の発展可能性を考察している点で、この分野での新しいアプローチを提示していることが注目される。申請者は、本研究に当たり、弁護士実務と国際人権 NGO の活動に従事した経験を生かして、副題が示す、「国境を越える企業活動による人権侵害の防止と救済」に焦点を当て、それが独創性ある論文として結実する出発点となっている。しかし本論文は、単に実践的な課題解決の方向性を示すにとどまらず、本書を貫く後述の2つの課題を設定し、国際法学に理論的課題を提起し、それにより、越境的に人権侵害を生じさせる企業、人権侵害の被害者、人権侵害を防止し被害者を救済する親企業等の本拠地国という三者の権利義務関係を国際法の視点から再構成しようと試みている。

申請者が本研究を通じて追求しようとした実践的かつ理論的課題は、越境的企業活動により生じる人権侵害を防止し、被害者を救済するために、国際法は、企業、特に世界的に展開する多国籍企業及びその本拠地国にどのような義務を課しうるかであり、申請者は、そのために、次の2点を、本研究全体の検討課題として設定している。

第一の課題は、国家は、国際法上、自国の管轄・管理下にある企業の越境的活動による人権侵害から領域外の個人を保護する義務を負うか、そのような義務を国家に課す国際法の発展は可能かである。この問いには、①国はその「管轄」下にある個人に対して人権を保障する義務を負うという原則を、越境的企業活動に起因する各種人権侵害に対し、国のいかなる域外「管轄」権を手がかりに拡張するのかという側面（いわゆる域外人権保護義務の問題）と、②企業活動による人権侵害から被害者を保護するために、国はどのような義務を負うのか（いわゆる国際人権の水平的適用の問題）という2つの側面があるところ、申請者は、企業の越境的な人権侵害の防止・被害者救済のためには、国家の人権保護義務の企業の域外活動

への拡大が必要であるとの考えに立ち、部分的ではあるが、企業の越境的人権侵害に対する国家の人権保護義務の強化を義務づける方向に向かう、いくつかの実定国際法規則の展開が既に見られることを指摘する。第二の課題は、企業の越境的活動に起因する人権侵害につき、国際法は企業に直接又は間接に、人権侵害防止義務および人権救済義務を課すような発展は可能かという点である。世界的に展開する企業をある種の国際法主体とみなして、これらの企業に人権保障義務（企業内部で人権を侵害しない義務とともにサプライチェーン等の関連会社が人権侵害しないよう確保する義務）を直接に課すことができれば、確かに、現在の国家の義務を通じた間接的規制に比べて理論的には効果的であるが、国際法が国家を媒介とせず直接に企業・個人に義務を課すことは未だ例外的であり、特に人権分野では、多国籍企業に人権保障義務を直接課す条約案作成の試みが失敗した経緯がある。この点につき申請者は、現在、企業に直接に人権保障義務を課す条約案の審議が再び進んでいることにふれつつも、未だその帰趨が未確定であることも踏まえ、企業活動と人権に関する拘束力ある文書を可能にする条件を検討して本論文を締めくくっている。

申請者は、自ら課した2つの課題を解く上で、国際環境法の域外的義務（領域管理責任の発展的解釈による注意義務・救済義務の域外活動又は域外効果への拡大適用）ならびに環境分野における国際民事責任条約に着想を得て、対世的性格を有する人権保障義務についても同方向での発展が可能であり、また必要と考えている。この着想は申請者独自の着想というより、ラギー原則のソフトロー・アプローチでは、企業がデュー・ディリジェンスを表面的に実施するだけで、実際の人権状況は改善されないという欧州の研究者・市民社会の認識を反映していることが論文から窺える。例えば、社会権に関する国家の域外的義務に関するマーストリヒト原則の作成に関与した多数の研究者は、ラギー原則の実態の打開策を検討した結果、国家の人権保護義務の強化をはかるために、国際環境法の知恵を導入しようとしたが、申請者も彼らと問題意識を共有したと思われる。この視点を論文全体に貫いたことにより、本論文は課題意識に富み、実定法の静態的評価を超えて、国際法の動態的発展の様子を生き生きと示すものになったと評価でき、これらの検討は、ビジネスと人権に関し、指導原則の検討を中心とした、従来の日本の研究水準を大きく前進させるものとなっている。

第二に指摘すべきは、申請者の本研究が、ビジネスと人権に関する日本でも数少ない包括的な研究であり、国際法を中心とはするものの、EU法、さらにアメリカ・複数のヨーロッパ諸国の国内法・国内判例をも検討し、ビジネスと人権に関する世界的な法動向を描きだしていることである。本論文は、グローバルに展開する企業の海外下請け企業及びサプライチェーンで連結している企業に係る代表的な人権侵害事例を検討した上で、これまでの各国の取組み、国連及び地域機関を通じた対応、特に人権機関による取組を概観しているが、第4部第9章以降の各章における、ビジネスと人権をめぐる最近の各国、EU及び国連等の新たな立法動向の詳細な紹介とその全般的検討は、個々の対象に関する検討もさることながら、全体として、この分野の包括的で独創的な研究として高い価値がある。そこでは、ラギー原則を援用しつつ国家の規制義務を強化しようとした欧州諸国の個別的な国内立法の

制定、EU 域内での統一的対応を志向する EU 指令の提案と EU 規則の制定、欧州諸国の国内訴訟の動向などを背景とした、国連人権理事会政府間作業部会における「法的拘束力のある文書」の第 3 修正案に至るまでの争点と途上国、EU、英米日各国の対応など、本論文のテーマに関連した一連の最新の状況が、一次資料を基に、相互の関連も含めて総合的に紹介・分析されており、ここまでこれらの動向を丹念にフォローし、ビジネスと人権に関する国際社会の最新の全体像を立体的に整理した研究は、日本では未だ類を見ないといっても過言ではない。国家・国際機関の実行とともに、関連するステークホルダーの動向にも目を配った分析がなされている点にも、本研究の独創性が見て取れ、この点でも博士論文として十分耐えうるオリジナリティーと実証性を供えた論文と考える。

もとより、本論文にも問題点や不十分な点がないわけではない。以下の点につき、より掘り下げた分析が提示できれば、本論文は、より水準を高めることができると期待される。

第一に、国際法上の義務を企業に直接的に課すことは、国家の合意があれば理論的には可能であるところ、これまでの実定国際法で、個人又は法人に国際法が直接義務を課したとみられる事例にどのようなものがあり、それはどのような根拠に基づくのかをさらに踏み込んで分析し、それらの根拠が、世界的に展開する企業集団の内部組織編成又はそのサプライチェーンなどの関係性を理由に、いわゆる系列上位にある会社の関連会社に対する法的責任を問うる根拠と同列とみなしうるかの検討が必要であると思われる。この点につき、過去の多国籍企業に関する人権条約案に係わる議論の分析などがあれば、本論文は、さらに理論的な説得力を増すものと思われる。越境環境損害に関する国際環境法の原則のグローバルな企業活動によってもたらされる人権侵害への転用可能性についても、同様に、両者の損害（被害）の法的性質を十分に検討した上で、さらなる議論を準備する余地がある。

第二に、申請者が追求した第 1 の課題の具体化についても、さらに踏み込んだ分析ができれば、本論文の価値はより高まる。例えば、ラギー原則が提起した、企業の社会責任としての「デュー・ディリジェンス」をハードロー化する場合に、そのまま法制化することが管轄権の根拠からみて可能であるかを分析する必要がある。国家規制を、領域外にある本社の関連会社（子会社、支店、取引関連会社など）にまで及ぼすことを義務づけることは、企業活動に対する域外管轄権を行使する義務を設定するとともに、企業の人権侵害を防止・抑圧する積極的介入を国家に要求することになる。後者については、女子差別撤廃条約・人種差別撤廃条約のように、私人間の人権侵害への国家の積極的介入を義務づける条約が既にある。しかし、そのような義務を課す条約は未だ限定的であり、どのような私人間の人権侵害に国家に介入を義務づけるかが問われる。前者の場合も、域外管轄権行使の義務づけには、環境法の域外適用とは異なる、越境的企業活動に伴う人権侵害のメカニズムに適合した域外適用の形態は何かが問われる。その意味で、議論の重点は、一般的な域外管轄権より、どの活動にどこまで法的に管轄義務が設定できるかに移っていると思われ、そこで義務化を阻む障害があるとすれば、それはどこにあり、それをどう克服すべきかをさらに検討すると、本論文は、一層充実すると思われる。ラギー原則は、あくまで企業の社会的責任として提示さ

れ、企業を法的に強制するわけではないので、バリューチェーンにわたる「デュー・ディリジェンス」も、厳密な根拠なしに企業倫理として要請できる側面があったが、法的義務として設定する場合には、より詳細な検討が必要とならざるを得ない。環境分野では、自国領域内の事業活動が国境を超えて域外に影響を及ぼす場合や自国の管理下の域外活動が域外の環境に悪影響を及ぼす場合に、防止・救済義務を課す事例が確かに存在するが、自国管理下の活動についての管轄権の義務づけは、未だ分野が限定されている。まして自国の管理・管轄下でない民間企業の域外活動に、親企業又は支配を及ぼせる企業があることから、それら領域内にある企業に海外の傘下企業による人権侵害を防止・救済するように管轄権を行使する義務は、従来の域外管轄権の行使とどこが違い、どこまで可能なのかを検討すると、本論文はさらに奥行きが深いものになると思われる。

なお第三に、被害者救済の文脈で申請者は、「さらに実効的な被害者救済を達成するため、厳格責任の導入、賠償保険の加入義務付け、基金の創設、管轄の調整や判決の承認等、越境損害の被害救済レジームを参照した制度構築を検討することが重要な課題となる」と指摘する(本論文 154 頁)。しかし、第二次世界大戦後、原子力損害の危険への対応として 1960 年に作成されたパリ条約以来の原子力民事責任条約、1969 年の油濁民事責任条約のように、危険な産業活動から生じる越境被害と被害者の迅速な救済をはかるために作成された国際民事責任条約独特の制度(①責任の一元化、②無過失責任の導入と賠償額の上限定、③強制保険制度、④管轄裁判所の特定と判決承認・執行義務)が、人権分野にも一般的に適用可能か、またその制度を人権分野に持ち込むことが適切かは慎重に判断されねばならない。被害者救済の必要性・損害の越境性は共通しても、被害救済の仕組みは、事業活動や環境損害の特殊性に応じて形成されており、それぞれの制度には固有の背景がある。それを理解した上で、企業の人権侵害に応用可能かどうかの理論的検討が不可欠であり、企業に直接義務を課す点で共通しても、その態様、誰がどの程度の民事責任を負うかについては、なお各場合に応じた理論的・実践的な分析が必要と思われる。

最後に、本論文は主として国際法の視点から分析しているが、同じく人権を扱う憲法の視点からは、本論文における「人権」概念の抽象性が懸念され、国家の義務を論じる前提として、「人権」概念のより具体的な明確化の必要が指摘される。国際法の観点からも、人権類型を特定した分析の必要が第二の点で述べられており、この指摘は、ある程度まで両観点に共通する。しかし、憲法学からの批判の射程はより広く、それは、本論文に限らず、これまでの国際法学に妥当する部分もある。今後、人権と言う憲法・国際法双方の対象である事項につき、憲法学からの批判に真摯に対応することは、本論文だけでなく、国際法学全体の課題であるとともに、双方の対話が一層必要とされていると言えよう。

以上、本論文の課題を指摘したが、これらの課題は、本論文の独創性と学問的価値をいささかも減じるものではない。むしろそれらは、本論文がビジネスと人権に関する研究水準を大きく前進させたために、今まで明確に認識されていなかった、多くの論点が露わになった結果であり、これらが今後の検討課題として特定できたこと自体、本論文の学問的貢献の一

部であると評価できる。これらの課題は、幅広い分野の文献と先例を扱っているが故に生じた結果でもあり、今後研究を続けていく中で解決されていくべき問題であると考えられる。申請者には、本論文で達成した成果を、本研究を通じて追求した課題との関係でさらに前進させ、本論文を理論的により充実したものに推敲されることが期待される。

3. 結論

以上の審査の結果、後記の審査委員は、全員一致をもって、本論文の執筆者が博士(法学)(早稲田大学)の学位を受けるに値するものと認める。

2023年6月15日

審査員

主査 早稲田大学教授 須網 隆夫 (EU法)

副査 早稲田大学教授 中島 徹 (憲法)

早稲田大学教授 河野 真理子 (国際法)

立命館大学名誉教授 薬師寺 公夫 (国際法)

【付記】

本審査委員会は、本学位申請論文の審査にあたり、下表のとおり修正点があると認めた
が、いずれも誤字・脱字等軽微なものであり、博士学位の授与に関し何ら影響するも
のではないことから、執筆者に対しその修正を指示し、今後公開される学位論文は、修
正後の全文で差支えないものとしたので付記する。

博士学位申請論文修正対照表

修正箇所 (頁・行 等)	修 正 内 容	
	修正前	修正後
7 頁・本文 3 行目	国際的	国際法
21 頁・本文 21 行目	グローバル法形成	グローバルな法形成
27 頁・本文 10 行目	による	により
37 頁・本文 9 行目	である、	である
41 頁・本文 16 行目	ILC の作業名	国際法のフラグメンテーシ ョン
44 頁・本文 1 行目	宣言の	宣言に
51 頁・本文 19 行目	事態に	事態に対する
54 頁・本文 12 行目	救済は	救済を
79 頁・脚注 344 1 行目	_(2013 年	2013 年
79 頁・脚注 344 2 行目	2016 年)	2016 年
89 頁・脚注 400 2 行目	McCorquodale	マッコークォーダール
99 頁・本文 7 行目	積極的	能動的
105 頁・本文 2 行目	域外権	域外管轄権
105 頁・本文 15 行目	Kiobel 事件の判断に先立ち	削除
106 頁・脚注 487 2 行目	問題提起され	問題提起し
124 頁・本文 8 行目	義務内容、	義務内容は、
131 頁・本文 3 行目	指摘される。	指摘する。
137 頁・本文 3 行目	根拠にされ	根拠にす
138 頁・本文 9 行目	Peter	ペーターズ
138 頁・本文 15 行目	企業が	企業に対する
138 頁・脚注 649 1 行目	Peters	ペーターズ
146 頁・本文 7 行目	を定める。	と定める。
153 頁・本文 1 行目	指摘されて	指摘して

156 頁・本文 17 行目	<u>される。</u>	<u>する。</u>
156 頁・本文 21 行目	<u>三つの</u>	<u>3つの</u>
162 頁・本文 18 行目	<u>適用範囲の</u>	<u>適用範囲を</u>
174 頁・本文 6 行目	<u>合理訂な</u>	<u>合理的な</u>
176 頁・本文 8 行目	<u>企業は</u>	<u>企業に</u>
181 頁・本文 11 行目	ノルウェー年金	ノルウェー年金基金
190 頁・本文 12 行目	立証責任が	立証責任を
198 頁・本文 19 行目	報告書は	報告書では
200 頁・本文 12、13、15、 16、及び 17 行目	<u>純利益</u>	<u>純売上高</u>
200 頁・本文 14～15 行目 及び 17 行目	利益	純売上高
202 頁・本文 18 行目	国連人権機関	国連人権条約機関
206 頁・本文 6 行目及び 17 行目	Bradford	ブラッドフォード
210 頁・本文 11 行目	<u>承諾</u>	<u>承認</u>
220 頁・本文 3 行目	<u>「適切な</u>	<u>適切な</u>
221 頁・本文 16 行目	<u>訴訟と</u>	<u>訴訟を</u>
242 頁・本文 13 行目	これ	彼ら
244 頁・本文 13 行目	して	<u>されて</u>
249 頁・本文 19 行目	すれば	した結果
255 頁・本文 29 行目	③	①
256 頁・本文 3 行目	④	②
257 頁・本文 10 行目	アカウントビリティを問 う	を形成するためにも
257 頁・本文 19～20 行目	である	を構成する

以上